

倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8（2026）年7月



倉吉市

文書履歴

平成 27 年 11 月 策定
令和 8 年 7 月 変更

はじめに.....	1
第1部 基本事項.....	2
第1章 市行動計画の基本事項.....	2
第2章 対策の目的等.....	3
第1節 対策の目的.....	3
第2節 対策実施上の留意点.....	4
第3節 対策推進のための役割分担.....	7
第3章 発生段階の考え方.....	10
第4章 対策項目.....	11
第5章 予防接種.....	12
第2部 各対策項目の考え方・取組.....	13
第1章 実施体制.....	13
第1節 準備期.....	13
第2節 初動期.....	14
第3節 対応期.....	15
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	16
第1節 準備期.....	16
第2節 初動期.....	17
第3節 対応期.....	18
第3章 まん延防止.....	19
第1節 準備期.....	19
第2節 初動期.....	19
第3節 対応期.....	19
第4章 ワクチン接種.....	20
第1節 準備期.....	20
第2節 初動期.....	22
第3節 対応期.....	23
第5章 保健.....	25
第1節 準備期.....	25
第2節 初動期.....	26
第3節 対応期.....	26
第6章 物資.....	27
第1節 準備期.....	27
第2節 初動期.....	27
第3節 対応期.....	27
第7章 市民の生活・経済の安定の確保.....	28
第1節 準備期.....	28
第2節 初動期.....	29
第3節 対応期.....	29
用語集.....	31

はじめに

倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画変更の目的

今般の倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の変更は、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹への対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。

市は、市行動計画に基づき、感染症危機（用語1）に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事（用語2）には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

市行動計画の変更概要

令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）、令和7年1月に鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が変更されたことを受け、市行動計画の抜本的な変更を行う。

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等²だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症への対応も想定しつつ、感染症の発生段階を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

対策項目をこれまでの5項目から7項目に拡充し、対策の充実を図る。また、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

第1部 基本事項

第1章 市行動計画の基本事項

1 根拠

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき策定する計画である。

2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

① 新型インフルエンザ等感染症³

新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型コロナウイルス感染症などの国民が免疫を得ていないことで、全国的で急速なまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

② 指定感染症⁴

既知の感染症であって、対策をしなければまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

③ 新感染症⁵

人から人に伝染する未知の感染症であって、感染症状が重篤であり、まん延により国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

3 市行動計画の基本的な考え方

- （1）市における新型インフルエンザ等への対策（以下「対策」という。）の実施に関する基本的な方針を示す。また、幅広い呼吸器感染症等への対応を想定し、感染症の特性等を踏まえた対応が可能となるよう、対策の選択肢を示す。
- （2）国、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関（用語3）、事業者、市民の役割を示し、対策が連携して行われるようにする。また、有事（用語2）の迅速な対応を可能とするよう、様々な状況変化に応じた対策を具体的に示す。
- （3）地理的な条件、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の市民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を目指す。

4 市行動計画の見直し

県行動計画の変更があったときは、その変更を踏まえ、市行動計画を見直し、必要に応じて変更する。

3 感染症法第6条第7項

4 感染症法第6条第8項

5 感染症法第6条第9項

第2章 対策の目的等

第1節 対策の目的

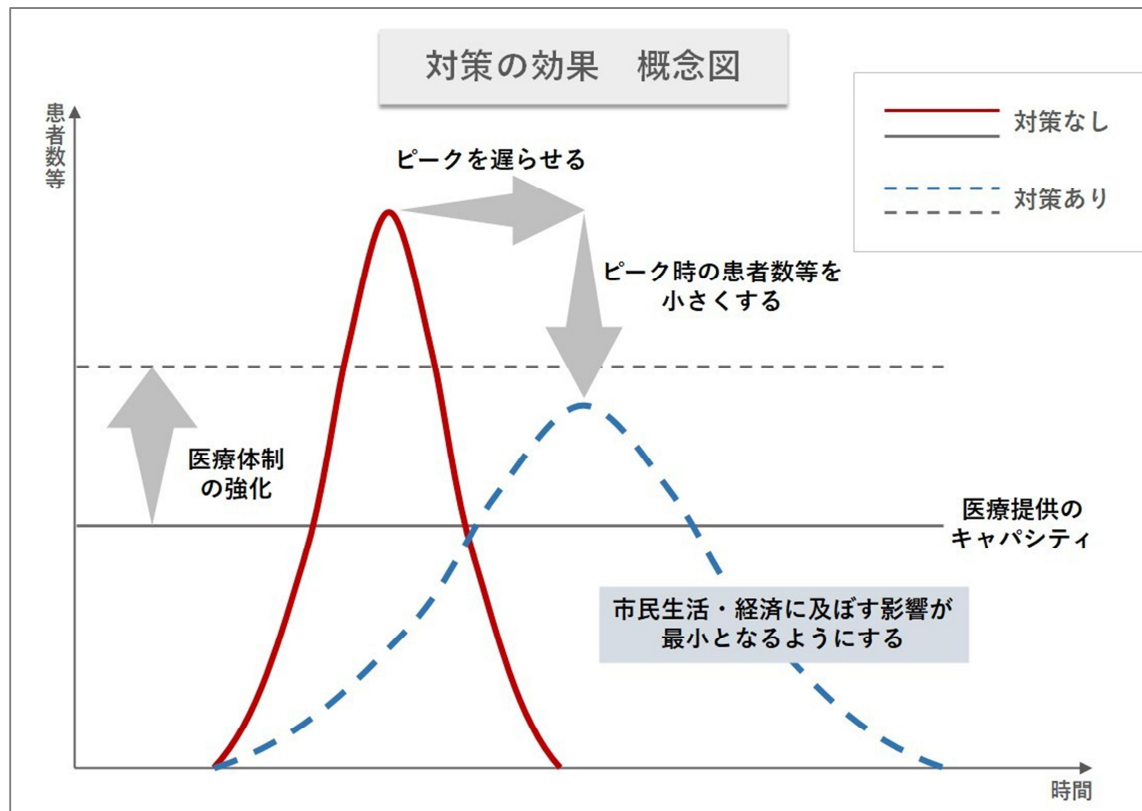
対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主な目的として対策を実施する。

1 感染拡大の抑制、市民の生命・健康の保護

- (1) 感染拡大のスピード・ピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 次の2点の取組により、適切な医療提供体制を確保し、重症者数や死亡者数を減らす。
 - ・ 感染拡大のピーク時の患者数等を減らし、医療提供体制への負荷を軽減する
 - ・ 医療提供体制を強化し、医療提供のキャパシティを超えないようにする

2 市民の生活・経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と市民経済のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことで、新型コロナウイルス等のまん延防止に関する措置（以下「まん延防止措置」という。）による市民の生活・経済への影響を緩和し、安定を確保する。
- (2) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (3) 業務継続計画（用語4）の作成・実施等により、市民の生活・経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



第2節 対策実施上の留意点

市は、対策について、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針（用語5）や市行動計画に基づき、国、県、その他関係機関等と相互に連携し、迅速かつ適切に対策を実施する。

対策の実施においては、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理・拡充

平時の備えを充実させ、有事（用語2）の際に迅速に対策を実施できるよう、次の6点の取組を行う。

- （1）新型インフルエンザ等の発生時に実施する対策の整理
実施する可能性のある対策やその優先順位を整理する。
- （2）感染発生時の情報収集能力の向上と迅速な体制整備
新型インフルエンザ等の発生時に、情報収集を迅速かつ正確に行うため、必要となると想定される情報を整理しておく。また、初動対応を迅速に行えるよう、体制整備を進める。
- （3）市民等への普及啓発
感染症危機（用語1）は必ず起こるものであるとの認識を広め、市民が感染対策に必要な行動を適切に行えるよう、新型インフルエンザ等の発生時にとるべき行動等の情報を発信し、啓発に努める。
- （4）実践的な訓練等の実施
市行動計画等に基づき、実践的な訓練等を実施し、毎年度の定期的な点検・改善を行う。
- （5）接種体制、情報連携体制、リスクコミュニケーション（用語6）等の備え
新型インフルエンザ等の発生時に適時適切に情報が得られるよう、情報連携体制を整備し、迅速な接種体制の構築が可能となるよう、必要な準備を行う。また、多様な関係者とのリスクコミュニケーションに備え、必要な情報収集や正確な情報の整理に努める。
- （6）DXの推進や人材育成等
国や県との連携を円滑に行うためのDXの推進・人材育成を進める。予防接種の実施主体として、記録の管理・連携等を行うにあたり必要なシステムの調整を進める。

2 感染拡大防止と市民経済のバランスを踏まえた対策の切替え

市民の生活・経済への影響を軽減するため、感染拡大防止と市民経済のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行えるよう、次の4点の取組を行う。

- （1）科学的根拠に基づいた対策の切替え
感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めた国や県によるリスク評価を踏まえて、可能な限り科学的根拠に基づき対応できるよう、必要な情報収集の仕組みを構築する。
- （2）市民の生活・経済への影響を踏まえた対策の実施
対策の実施に当たっては、実施する対策が市民の生活・経済へ与える影響を最小化するため、国や県によるリスク評価や地域の実情等に基づき、対策の選択、切替え、実施期間の決定を適時適切に行う。
- （3）状況の変化に応じた対策の実施
科学的知見の集積、医療体制の整備、ワクチンの普及等の状況を把握し、その変化に合わせて柔軟かつ機動的に対策の切替えを行う。また、様々な状況の変化に対応できるよう、対策の切替えの判断基準等を整理する。

(4) 市民等への情報提供・共有

市民等の協力が得られるよう、実施する対策の必要性、科学的根拠、対策の実施による市民の生活・経済への影響等の情報提供・共有を丁寧に行う。また、1－(3)市民への普及啓発を強化し、発生した感染症に対する適切な感染対策等の情報提供を行う。

3 基本的人権の尊重

市は、対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、対策の実施に必要な措置として市民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。

対策の実施に当たっては、2－(4)市民への情報提供・共有により、実施する対策への理解を得ることを基本とする。

感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、この人権侵害により、感染者等が受診行動を避けることで、感染拡大防止の妨げになること等について啓発を行う。

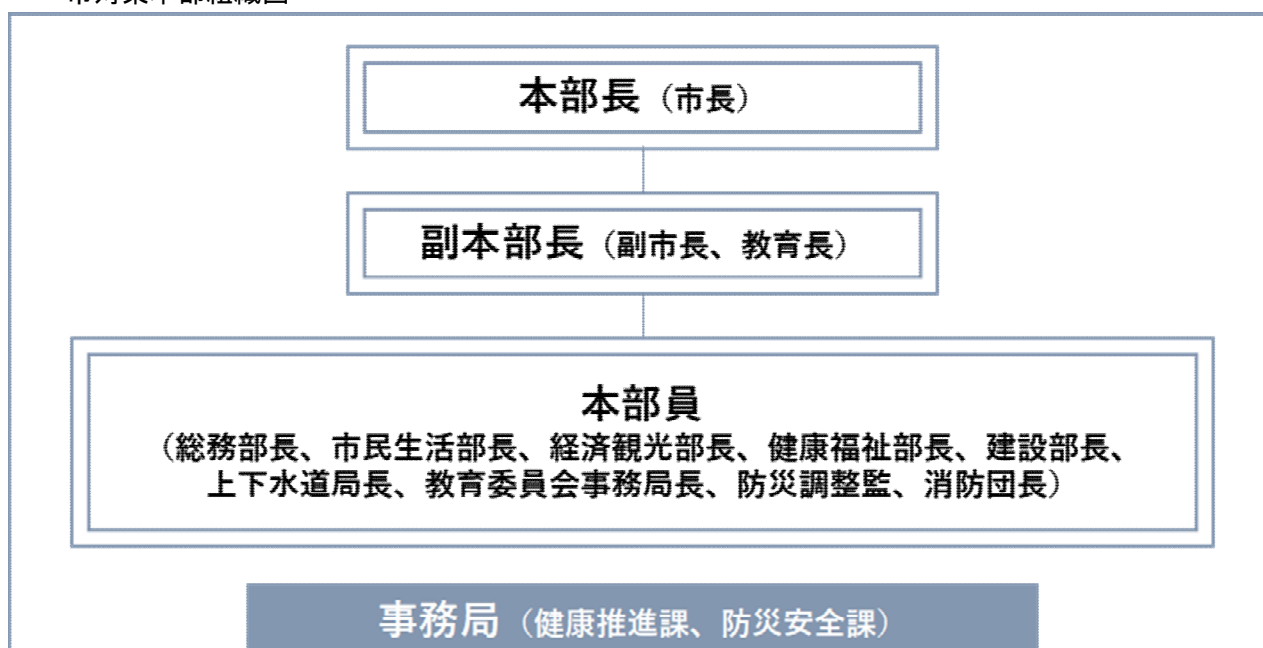
対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。また、感染症危機（用語1）にあっても、市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4 関係機関相互の連携協力の確保

倉吉市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）と鳥取県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進する。また、対策の実施を円滑に行えるよう、必要に応じて、関係機関との連携体制を構築する。

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、緊急事態措置（用語7）に関する総合調整を行うよう要請する⁶。

市対策本部組織図



6 特措法第36条第2項

5 感染症危機（用語1）下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応に備え、必要に応じて、県と連携し、平時から防災備蓄の強化等、避難所施設の確保等を進め、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整備する。また、災害発生時に、避難所における感染対策（発熱者スペース確保、換気、空間を分ける等）の強化や、県と連携した自宅療養者等への情報共有・避難の支援等を迅速に行う。

6 EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）（用語8）の考え方に基づく対策の実施

市は、対策の目的を明確にしつつ、誤情報等による対策の実施判断の鈍化を避けるため、客観的な情報・統計等のデータを活用する。

7 記録の作成・保存

市は、市対策本部における対策の実施に関する記録を作成・保存し、これを公表する。

第3節 対策推進のための役割分担

対策を効率的かつ迅速に実施するためには、国、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関（用語3）、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保しながら、次のとおり、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体や指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する⁷。

- ・ 新型インフルエンザ等やこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究⁸、調査・研究に係る国際協力を推進する⁹。
- ・ 準備期に位置付けられた対策の着実な実施、定期的な訓練等により対策の点検・改善に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁰や閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹¹の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 指定行政機関（用語9）は、相互に連携を図りつつ、発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部で基本的対処方針（用語5）を決定し、対策を強力に推進する。
- ・ 国民等への感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 県

県は、特措法や感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、次のとおり地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した確な判断と対応を行う。

- ・ 平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材の派遣に関する医療措置協定（用語10）を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や医療機関と平時に検査等措置協定（用語11）を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。
- ・ 有事（用語2）の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。
- ・ 保健所を設置する鳥取市、感染症指定医療機関¹²等で構成される鳥取県感染症対策連携協議会（用語12）等を通じ、感染症法に基づく予防計画（用語13）や医療法に基づく医療計画（用語14）等について協議を行う。
- ・ 予防計画に基づく取組状況を毎年度進捗確認するとともに、国に報告する。
- ・ 平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA（用語15）サイクルに基づき改善を図る。

7 特措法第3条第1項

8 特措法第3条第2項

9 特措法第3条第3項

10 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

11 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

12 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、市行動計画上では「第一種感染症指定医療機関」や「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

3 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針（用語5）に基づき、県や近隣の市町村と緊密な連携を図りつつ、的確に対策を実施する。

4 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、次のとおり医療提供体制の確保に向けた取組を行う。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定（用語10）を締結し、院内感染対策の研修・訓練や個人防護具（用語16）を始めとした感染症対策物資等（用語17）の確保等を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者（用語18）の診療体制を含めた、業務継続計画（用語4）の策定や鳥取県感染症対策連携協議会（用語12）等を活用した地域の関係機関との連携を進める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療や通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材の派遣を行う。

5 指定（地方）公共機関（用語3）

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき¹³、対策を実施する。

6 登録事業者（用語19）

特措法第28条に規定する特定接種（用語20）の対象となる医療の提供の業務や国民の生活・経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、次のとおり取組を行う。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める¹⁴。

7 一般の事業者

事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定され、特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる¹⁵ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等の対策を行う。

8 市民

市民は、感染拡大を抑えるため、次のとおり個人レベルでの対策を実施する。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本

13 特措法第3条第5項

14 特措法第4条第3項

15 特措法第4条第1項、第2項

的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等を実践するよう努める。また、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、正確な情報に基づいた対策を実施するよう努める¹⁶。

16 特措法第4条第1項

第3章 発生段階の考え方

1 本行動計画における発生段階の考え方

対策の実施に当たって、状況の変化に応じた迅速な対策の決定、実施が可能となるよう、あらかじめ新型インフルエンザ等の発生段階を設け、想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

発生段階は、政府行動計画や県行動計画と同様に、準備期、初動期、対応期の大きく3段階に分けた構成とする。

2 各発生段階の概要

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階。

市は、県と連携し、市民に対する啓発、DXの推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検・改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

(2) 初動期

感染症の急速なまん延やその可能性のある事態を探知してから、政府対策本部が設置されて、基本的対処方針（用語5）が定められ実行されるまでの段階。

市は、感染拡大の速度をできる限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴、病原体の性状、感染状況の変化等に応じて迅速かつ柔軟に対応する。また、予防接種の実施体制の整備、必要な資材等の確保に向けた調整を進める。

(3) 対応期

初動期以降の段階。

市は、予防接種の実施、より強力な措置の検討・実施等、まん延防止のためのより効果的な対策を進める。対策の実施に当たっては、病原体の性状等の科学的知見が集積していく中で、必要に応じて、迅速かつ機動的に適切な対策への切替えを行う。

対応期については、次の4つの時期に区分する。

A 封じ込めを念頭に対応する時期

病原体の性状について限られた科学的知見しか得られていない中で、国内における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する時期。

B 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合に、科学的知見の集積により明らかとなる病原体の性状等を踏まえた国や県によるリスク評価に基づき、確保された医療提供体制での対応が可能なレベルに感染拡大の速度・ピークを抑えるために、対策を実施する。

C ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき、病原体の変異等の状況の急激な変化が起こる可能性があることに留意しつつ、対策を柔軟かつ機動的に切替える。

D 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第4章 対策項目

1 対策項目

対策の目的である「感染拡大の抑制、市民の生命・健康の保護」「市民の生活・経済に及ぼす影響の最小化」を達成するために実施する対策項目について、次の7項目を定める。また、それぞれの項目について、各発生段階での対応を示し、対策の切替えの基準とすることで迅速な対策の実施を可能とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（用語6）
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン接種
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民の生活・経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本事項

対策項目ごとの基本事項に基づき、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を実施する。

- ① 実施体制
迅速かつ柔軟な対策実施のため、継続的な体制整備・強化、業務の整理・人員調整を行う。
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
市民等が適切に判断・行動できるよう、正確な情報をわかりやすく、即時に提供・共有する。
- ③ まん延防止
感染拡大の速度・ピークを抑制するため、対策についての市民等の理解促進を図り、柔軟かつ機動的な対策の切替えを行う。
- ④ ワクチン接種
円滑かつ迅速なワクチン接種を実施するため、必要な準備を行い、柔軟に対応できる体制を維持する。
- ⑤ 保健
市民の健康を守るため、必要な支援を行い、感染症への理解を深め、感染拡大防止を図る。
- ⑥ 物資
円滑なワクチン接種や緊急時に備えるため、必要な準備を行い、物資の確保・供給を行う。
- ⑦ 市民の生活・経済の安定の確保
市民の生活・経済の安定の確保のため、必要な準備を行い、感染拡大やまん延防止措置による影響の緩和に必要な支援を行う。

第5章 予防接種

1 市が実施する予防接種

市は、次の表のとおり特定接種（用語 20）と住民接種（用語 21）を実施する。

予防接種の種類	特定接種	住民接種
特措法	特措法第 28 条	特措法第 27 条の 2
予防接種法	予防接種法第 6 条第 3 項の臨時予防接種として実施	
実施要件	医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき	新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるとき
対象者	対策の実施に携わる地方公務員	住民
実施時期	政府対策本部において必要と認めるとき	
努力義務／勧奨	有	

2 接種順位

市は、国が決定する接種順位で予防接種を実施する。

3 住民接種対象者の分類

住民接種の対象者は次の 4 つに分類され、接種順位等が決定される。

- ① 医学的ハイリスク者
 - ・ 基礎疾患を有する者
 - ・ 妊婦
- ② 小児（1 歳未満の小児の保護者や身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者（65 歳以上の者）

また、次の 3 つに該当する者も住民接種の対象となることに留意する。

- ① 長期入院・入所者
- ② 里帰り分娩の妊産婦や同伴の小児
- ③ その他市長が認める者（個別の事情において決定される）

第2部 各対策項目の考え方・取組

第1章 実施体制

目標

平時より、関係機関との連携体制を維持し、人材確保や訓練等を通して対応能力を高める。
有事（用語2）には、平時の準備を基に迅速な情報収集を行い、的確な対策の決定・実施につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制する。

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画、県行動計画、市行動計画の内容を踏まえ、県と連携し新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。なお、作成・変更の際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く¹⁷。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保や有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（用語4）を作成・変更する。
- ③ 市は、対策に携わる職員等の養成等を行う。

1-3. 連携の強化

- ① 市は、県や指定（地方）公共機関（用語3）と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の手順に従い、平時からの情報共有や連携体制の確認・訓練を実施する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

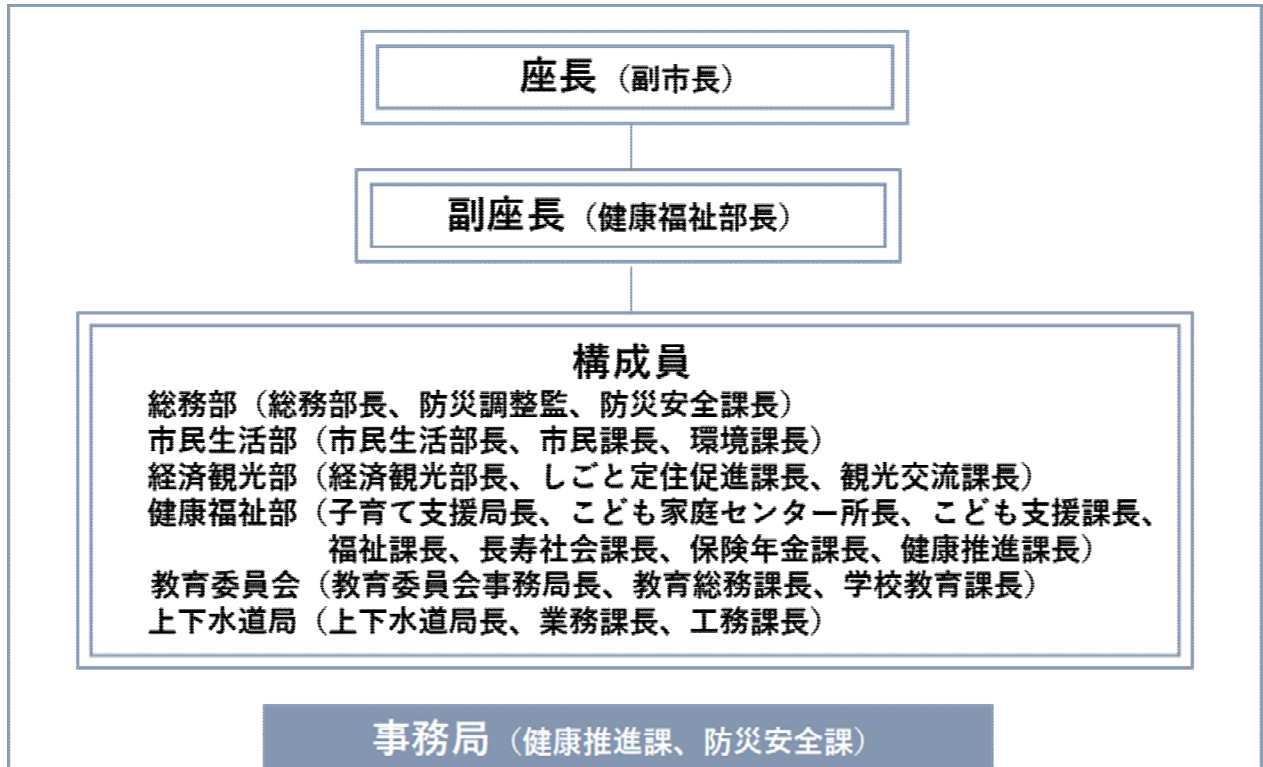
17 特措法第7条第3項、第9項、第8条第7項、第8項

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、発生に備えた準備を進めるため、「倉吉市新型インフルエンザ対策会議」（以下、市対策会議という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討する。

市対策会議組織図



2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や、県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、市対策本部（p5 組織図）を設置することを検討し、対策に関する措置の準備を進める。
- ② 市は、市対策本部の方針に基づき、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援¹⁸活用することや、必要に応じて、対策に要する費用について地方債を発行する¹⁹ことを検討し所要の準備を行う。

¹⁸ 特措法第69条、第69条の2第1項、第70条第1項、第2項

¹⁹ 特措法第70条の2第1項

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに次の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策（用語 22）の事務の代行²⁰を要請する²¹。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村や県に対して応援を求める²²。

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて、地方債を発行して財源を確保²³し、必要な対策を実施する。

3-2. 緊急事態宣言（用語 23）の手続き

市は、市の区域に緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する²⁴。市の区域に係る緊急事態措置（用語 7）を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う²⁵。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市対策本部等の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態（用語 24）が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部及び市対策会議を廃止する²⁶。

ただし、政府対策本部及び県対策本部が廃止されるまでは、必要に応じて、市対策本部及び市対策会議を継続できるものとする。

20 特措法第 26 条の 2 第 1 項

21 特措法第 26 条の 2 第 2 項

22 特措法第 26 条の 3 第 2 項、第 26 条の 4

23 特措法第 70 条の 2 第 1 項

24 特措法第 34 条第 1 項

25 特措法第 36 条第 1 項

26 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

目標

平時より、感染症に関する基本的な情報等の提供・共有を通して、市民の理解を深める。

有事（用語2）には、双方向のコミュニケーション（用語25）を行いつつ、科学的知見に基づいた正確な情報提供・共有を迅速に行い、市民が適切に判断・行動できるようにする。

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

市は、市民の理解を深めるため、平時から各種媒体を利用し、感染症に関する基本的な情報、感染対策、感染症の発生状況等について、分かりやすく情報提供・共有を行う²⁷。その際には次の点に留意する。

- ・ 市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民の認知度・信頼度が一層向上するよう努める。
- ・ 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。
- ・ 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーション（用語6）ができる体制整備を進める。
- ・ 分かりやすく行動変容につながる情報提供が行えるよう、市民になじみのあるキャラクターを用いるなどの工夫をする。

1-1-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国等からの要請を受けて、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。

1-1-3. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者（用語18）が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する²⁸。

1-1-4. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機（用語1）において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック²⁹の問題が生じ得ることから、市民のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

27 特措法第13条第1項

28 特措法第13条第2項

29 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

第2節 初動期

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、SNS 等も含め利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。
その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
また、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容・方法での情報提供・共有を行う。
- ② 市は、市民の情報収集の利便性向上のため、関係機関等の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できる特設ウェブサイトを立ち上げる。
- ③ 市は、市民に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ④ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、関係機関等を通じた情報提供・共有を行う。
- ⑤ 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等について、国による感染症の特徴等に応じた必要な見直し、関係法令等の解釈、運用の明確化、周知を踏まえ、適切に対応する。

2-2. 双方向のコミュニケーション（用語 25）の実施

市は、国等からの要請を受けて、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する。

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、第1節（準備期）1-1-3、1-1-4 の情報提供等を引き続き行い、必要に応じて、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供する等、市民が正しい情報を得て、適切な行動をとれるよう対応する。

第3節 対応期

3-1. 双方向のコミュニケーション（用語 25）の継続

市は、国等からの要請を受けて、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等を継続する。

3-2. 封じ込めを念頭に対応する時期

市民の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、次の点について、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

- ・ 市民の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること
- ・ 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること
- ・ 市が市民に不要不急の外出や市町村間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること
- ・ 事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること

3-3. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-3-1. 病原体の性状等を踏まえた科学的知見等に基づく対策の説明

市民が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

3-3-2. こども、若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーション（用語 6）を行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

3-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン接種等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

第3章 まん延防止

目標

平時より、基本的な感染対策の普及を行い、対策実施への理解促進を図る。

有事（用語2）には、対策の効果と市民の生活・経済に与える影響を総合的に勘案し、病原体の性状等の情報を踏まえた効果的な対策を実施する。

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解・準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター（用語26）に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

2-1. 県内でのまん延防止対策の準備

市は、国等からの要請を受けて、業務継続計画（用語4）に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. まん延防止措置

市は、国や県による情報分析・リスク評価を参考に、病原体の性状、感染状況、市民の免疫獲得状況等に応じて、市民の生活・経済への影響も十分に考慮し、まん延防止措置を行う。

また、より効果の高い対策が実施できるよう、対策実施の時期、感染・重症化しやすい子どもや高齢者等に対する重点的な対策の実施を検討する。

3-2. まん延防止等重点措置（用語27）、緊急事態措置（用語7）

市は、国より市の区域内に対する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示や緊急事態宣言（用語23）があったときは、対策の効果と市民の生活・経済への影響を踏まえ、必要な対策を検討し、迅速に実施する。

3-3. 市の業務対応

市は、不特定多数の者が集まる集会、イベント等は原則中止・延期する。また、リモートワーク等を行い、職員の出勤を抑制しながら、継続して業務を行えるようにする。

第4章 ワクチン接種

目標

平時より、ワクチン接種体制の構築に必要な準備を行う。

有事（用語2）には、平時の準備を基に迅速な接種体制の構築や資材等の確保・供給を行い、円滑なワクチン接種につなげ、状況の変化に応じた柔軟な運用が可能な体制を維持する。

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備をする。

予防接種に必要となる可能性がある資材

準備品	医師・看護師用物品
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器・針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品（以下例） ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	文房具類
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	会場設営物品
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、区域内のワクチン配送事業者のシステム登録への事前の登録が必要になる可能性があるため、随時、事業者を把握するほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、区域内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。

1-3-2. 特定接種（用語 20）

市は、対策の実施に携わる市の地方公務員を対象とした特定接種を円滑に行えるよう、準備期から接種体制の構築を図り、国等からの要請を受けて、速やかに特定接種が実施できるよう備える。特に、登録事業者（用語 19）のうち市民の生活・経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

1-3-3. 住民接種（用語 21）

- ① 市は、国等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る³⁰。
- ② 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する区域外においても接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制、接種の場所・時期の周知、予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

市は、予防接種への理解を深める啓発、ワクチンの役割・有効性・安全性、ワクチン供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の情報提供・共有を行い、市民の理解促進を図る。

1-5. DXの推進

市は、予防接種事務のデジタル化を進め、新型インフルエンザ等の発生時に円滑な予防接種の実施、接種記録の管理が可能となるよう体制を整備する。

30 予防接種法第6条第3項

第2節 初動期

2-1. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

市は、第1節（準備期）1-1において準備した資材について適切に確保しつつ、接種予定者数を把握し、円滑な接種が可能となるよう、必要に応じて、資材等の調達・確保に向けた調整を行う。

2-3. 接種体制

2-3-1. 特定接種（用語 20）

市は、医師会等の協力を得て、接種に必要な医療従事者を確保する。また、接種体制を構築する登録事業者（用語 19）に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の協力が得られるよう必要な支援を行う。

2-3-2. 住民接種（用語 21）

- ① 市は、接種予定者数を把握し、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討する。
- ② 市は、円滑な予防接種の実施のため、業務の優先順位・内容に応じて必要な人員の確保・配置を行い、外部委託可能な業務（コールセンター、データ入力等）については、積極的に外部委託し、業務負担の軽減を図る。
- ③ 市は、医師会等の協力を得て、接種に必要な医療従事者を確保する。
- ④ 市は、接種実施医療機関の確保や集団的な接種の実施のため、必要に応じて、医師会等の関係機関と調整・協議を行う。また、必要に応じて、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行い、医療機関等以外の臨時の接種会場を設け、運用に必要な人員確保・調整、物資等の整理を行う。
- ⑤ 市は、高齢者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を構築する。
- ⑥ 市は、接種会場での救急対応に必要な救急処置用品を準備し、適切に管理する。また、あらかじめ会場内の従事者の役割を確認しておき、速やかな治療・搬送を可能とするよう体制を整備する。
- ⑦ 市は、基本的な感染対策を踏まえた接種会場の設営を行い、接種の流れが滞ることがないように工夫する。また、要配慮者への対応が可能となるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

市は、国等からの要請を受けて、ワクチンの流通・需要量・供給状況を把握し、接種開始後には、ワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないよう、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

3-2. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。また、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、接種体制の継続的な整備に努める。

3-2-1. 特定接種（用語 20）

市は、国が定めた具体的運用に基づき、対策の実施に携わる地方公務員の対象者に本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種（用語 21）

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

市は、国等からの要請を受けて、準備期や初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。また、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国等からの要請を受けて、接種に関する情報提供・共有を行う。また、マイナポータルを介して市民への接種勧奨、接種会場や日程等の情報提供を行うほか、必要に応じて、紙での勧奨通知・接種券を発行すること等により、市民が接種機会を逸することのないよう対応する。

3-2-2-3. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。
また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を確保する。

3-2-2-4. 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に関する記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害に対する速やかな救済

市は、予防接種の実施により健康被害が生じたおそれがある者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底するとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組む。

3-4. 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に関する情報（接種日程、会場、副反応疑い報告、健康被害救済申請の方法等）に加え、国や県が情報提供・共有する予防接種に関する情報やワクチンの有効性・安全性について市民への周知・共有を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時において、特定接種（用語 20）や住民接種（用語 21）が推進されることで、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病がまん延しないよう、引き続き、定期の予防接種の必要性等の周知を行う。

第5章 保健

目標

平時より、関係機関との連携体制を維持し、双方向のコミュニケーション（用語 25）が行えるよう準備する。

有事（用語 2）には、双方向のコミュニケーションを通して、必要な支援を行い、市民の健康維持を図る。

第1節 準備期

1-1. 関係機関との連携体制の構築

有事に、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設³¹で療養する場合には、陽性者への食事の提供等³²の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は、県や関係機関との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機（用語 1）に備える体制を構築する。

1-2. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション（用語 6）

- ① 市は、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。
また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けの相談窓口等の設置を始めとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。
- ② 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。
- ③ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者（用語 18）が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する³³。
- ④ 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

31 感染症法第44条の3第2項、第50条の2第2項（第44条の9の規定により準用する場合を含む。）に定める宿泊施設をいう。以下同じ。

32 感染症法第44条の3第7項、第9項、第10項

33 特措法第13条第2項

第2節 初動期

2-1. 住民への情報提供・共有の開始

市は、国や県が設置した情報提供のためのホームページ等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けの相談窓口等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

3-1. 健康観察（用語28）、生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、県から患者（用語18）やその濃厚接触者（用語29）に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター（用語30）等の物品の支給、見守り支援、搬送調整等に協力する。

3-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（用語6）

市は、第2節（初動期）2-1の取組を継続しつつ、感染が拡大する時期にあっては、対策について市民の理解を深め、協力を得られるよう、できる限り多様な媒体で分かりやすく情報提供・共有を行う。

第6章 物資

目標

平時より、感染症対策物資等（用語 17）を備蓄し、円滑なワクチン接種が行えるよう準備する。
有事（用語 2）には、必要物資の検討を通して緊急時等の物資確保を行い、平時の準備を基に供給体制を構築し、迅速な供給を行う。

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等³⁴

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務や業務に関する対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する³⁵。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資や資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁶。
- ② 消防機関は、国や県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護服の備蓄を進める。

第2節 初動期

2-1. 対策実施への準備・供給体制の構築

市は、準備期に引き続き対策に必要な物資を確保しつつ、急速な感染拡大等の緊急時に必要と考えられる物資等の検討を行い、確保に向けた調整を進める。また、物資等が不足する関係機関等へ迅速かつ適切に物資等を供給できるよう、備蓄状況を随時把握し、供給体制の構築を行う。

第3節 対応期

3-1. 緊急時に備えた物資の確保・供給

市は、初動期に引き続き物資を確保しつつ、緊急時や感染者、濃厚接触者（用語 29）への対応等に備え、必要な物資等を確保する。

また、市対策本部の方針に基づき、準備期から確保しておいた物資等の供給を迅速に行う。

34 ワクチン接種資材等の備蓄については、第4章の記載を参照。

35 特措法第10条

36 特措法第11条

第7章 市民の生活・経済の安定の確保

目標

平時より、生活支援等に関する準備を行い、市民や事業者に対しても、有事（用語2）に備えて必要な準備を行うよう勧奨する。

有事には、平時の準備を基に必要な支援・対策を行い、感染拡大やまん延防止措置により生じた影響を緩和する。

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

市は、対策の実施に当たり、関係機関との連携や市の部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に関する仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に関する行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資や資材の備蓄³⁷

① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等（用語17）のほか、その所掌事務や業務に関する対策の実施に当たり、必要な食料品・生活必需品等を備蓄する³⁸。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資や資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁹。

② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国等からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者⁴⁰等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5. 火葬への備え

市は、県の火葬体制を踏まえ、区域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には、戸籍事務担当部局等との調整を行う。

37 ワクチン接種資材や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

38 特措法第10条

39 特措法第11条

40 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」を参照

第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

市は、国等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

2-2. 生活関連物資等の安定供給

市は、市民に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い物資や市民経済上重要な物資）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、生活関連物資等の価格・供給の安定のため、事業者に対して必要な要請をするよう、県対策本部長に要請する。

第3節 対応期

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、感染拡大やまん延防止措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自死対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル（用語 31）予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国等からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育や学びの継続に関する支援

市は、対策として、学校の使用の制限⁴¹やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育や学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、生活関連物資等の価格の高騰・買占め・売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有を行い、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰・供給不足が生じるときや、生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、第2節（初動期）2-2等の適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態（用語 24）において、市民生活との関連性が高い物資・役務、市民経済上重要な物資・役務の価格の高騰・供給不足が生じるときや、生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、その他

41 特措法第45条第2項

の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁴²。

3-1-5. 円滑な火葬の実施

- ① 市は、国等からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働できるよう、鳥取中部ふるさと広域連合と連携し、円滑な運用に努める。
- ② 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ③ 市は、国等からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。あわせて、市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

3-2. 市民経済の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、国や県と連携し、感染拡大やまん延防止措置による事業者の経営や市民生活への影響を緩和し、市民の生活・経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる⁴³。

3-2-2. 市民の生活・経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態（用語 24）において、市行動計画や水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドラインに基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

42 特措法第59条

43 特措法第63条の2第1項

用語集

No.	用語	内容
1	感染症危機	市民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、市民の生命・健康や市民の生活・経済に重大な影響が及ぶ事態。
2	有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
3	指定(地方)公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関や同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
4	業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させないためや、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順等を示した計画。
5	基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
6	リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
7	緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命・健康を保護し、国民の生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限・停止等を要請すること等が含まれる。
8	EBPM	エビデンスに基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making の略)。 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
9	指定行政機関	災害対策基本法第 2 条第 3 号に基づき、国の行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定する機関。
10	医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する県と当該県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
11	検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関・宿泊施設等と締結する協定。
12	鳥取県感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
13	予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県や保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

14	医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
15	PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善・効率化を図る手法の一つ。
16	個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
17	感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資やこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資・資材。
18	患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものや無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者、新感染症の所見がある者。
19	登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務や国民の生活・経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
20	特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供や国民の生活・経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。原則として集団的な接種で行われる。
21	住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与え、国民の生活・経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者と期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
22	特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法や感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
23	緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民の生活・経済に甚大な影響を及ぼすときや、そのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨、緊急事態措置を実施すべき期間・区域、その内容を公示すること。
24	新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民の生活・経済に甚大な影響を及ぼすときや、及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
25	双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応・関心を把握・共有して行うコミュニ

		ケーション。
26	相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者・入国者、患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
27	まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民の生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
28	健康観察	感染症法第44条の3第1項、第2項の規定に基づき、県知事や保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者や当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
29	濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
30	パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
31	フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。